京（みやこ）の見守り大作戦実施要綱

（目的）

第１条　「世界一安心安全・おもてなしのまち京都　市民ぐるみ推進運動」において事業者等の防犯意識の向上や、市民等の安心安全の確保を図るために、民間事業者と連携した犯罪抑止や見守り活動の取組である「京（みやこ）の見守り大作戦」（以下「見守り大作戦」という。）の実施にあたり、必要な事項を定める。

（協力事業者の募集）

第２条　市長は、市内の事業者に対して、京都市が行う見守り大作戦に協力を希望する事業者（以下「協力事業者」という。）の募集を行うものとする。

（対象となる協力事業者）

第３条　市長は、次条第１項の規定により登録しようとする事業者（以下「登録希望事業者」という。）が、次に掲げる各号の全てに該当する場合は、見守り大作戦への登録を認めるものとする。

⑴　京都市内において事業を展開する事業者であること

⑵　継続して活動を行うことができるものであること

⑶　必要に応じて行政や警察に対し、活動状況等について情報提供を行うことができること

⑷　代表者及び役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと

⑸　代表者及び役員等が、暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有しないこと

２　前項の規定にかかわらず、市長が不適当と認める場合は、見守り大作戦への登録を認めないものとする。

（登録申請及び認証等）

第４条　登録希望事業者は、京都市情報館の専用入力フォーム（以下「専用入力フォーム」という。）を使用して、市長に登録の申請をするものとする。

なお、専用入力フォームの使用によらない場合は、様式第１号を作成し、市長に提出することにより、これに代えることができる。

２　市長は、前項の登録申請があったときは、登録希望事業者が前条に規定する要件に該当しない場合を除き、協力事業者として認め、京（みやこ）の見守り大作戦協力事業者登録通知書（様式第２号。以下「登録通知書」という。）及びステッカーを交付する。

３　協力事業者は、第１項の申請内容に変更があった場合は、専用入力フォームを使用して、速やかに市長に届け出なければならない。

なお、専用入力フォームの使用によらない場合は、様式第３号を作成し、市長に提出することにより、これに代えることができる。

（協力の内容）

第５条　見守り大作戦において協力事業者に協力を求める見守り活動の取組項目は、別表に定めるとおりとする。

２　協力事業者は、前条第１項の申請時に提出した活動メニュー（様式第１号の別紙）に基づき、自主的かつ積極的に見守り活動を行うものとする。

（登録の辞退）

第６条　協力事業者は、登録の辞退を希望する場合は、専用入力フォームを使用して、速やかに市長に届け出なければならない。

なお、専用入力フォームの使用によらない場合は、様式第３号を作成し、市長に提出することにより、これに代えることができる。

（登録解除）

第７条　市長は、協力事業者が次のいずれかに該当した場合は、登録を解除することができる。この場合、登録を解除した協力事業者へその旨を通知する。

⑴　協力事業者から登録辞退の届け出があったとき

⑵　市長が、第３条に規定する見守り大作戦の要件に該当しないと判断したとき

⑶　協力事業者が、虚偽の申請を行ったことが判明したとき

⑷　その他、市長が登録を不適当と認めたとき

２　前項の規定により見守り大作戦の登録を解除された協力事業者は、直ちに登録通知書及びステッカーを市長に返還しなければならない。

（留意事項）

第８条　活動に際しては、自身の安全確保を最優先させること。

２　本事業の活動中に生じた事故、負傷、疾病、障害等について、京都市は責任を負わない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和４年１０月１２日から施行する。

別表（第５条関係）

見 守 り 活 動 の 取 組 項 目
社用車を活用した見守り活動
事業所周辺の門掃きや花の水やりを行いながら見守り活動
子どもの登下校時間帯に合わせて外勤、外回りをしながら見守り活動
防犯ボランティアや事業所周辺の住民の方への積極的な声掛けや挨拶
地域団体が行う見守り活動への参加・協力
事業所への防犯ポスターの掲示や啓発チラシの配架等の啓発活動
防犯カメラの画角に公共の場所が含まれるように調整するなどの見守り活動
京都府警察が発信する防犯メール・京（みやこ）すぐメールへの登録、防犯情報の社員間での共有や見守り活動への活用
本事業に関する連絡担当者の配置（京都市や京都府警察との情報共有）

様式第１号（第４条第１項）

京都市長　様　　令和　　年　　月　　日

『京（みやこ）の見守り大作戦』登録申込書

（フリガナ） 事業所名	（　　）
（フリガナ） 代表者氏名	（　　）
事業所所在地	〒
担当者	（部署・役職）
	（　氏名　）
連絡先	（電話番号）
	（メールアドレス）
ＵＲＬ	※京都市ホームページからのリンクに同意される場合に御記入ください。
同意事項	□　京（みやこ）の見守り大作戦実施要綱の趣旨に賛同し、別紙の取組項目に掲げる活動を継続的に行います。 □ 効果的な防犯活動等に資するため本書の記載内容について、京都市及び京都府警察が共有することに同意します。 □　要綱第３条各号に掲げる基準を全て満たしています。

※社用車を活用した見守り活動を実施される場合は、以下の項目も御記入ください。

ステッカー希望枚数	①　ドライブレコーダー表記あり　　【　　枚】 ②　ドライブレコーダー表記なし　　【　　枚】

【注意事項】希望枚数は、必ず交付される枚数ではありません。

（別紙）

京（みやこ）の見守り大作戦　活動メニュー

★事業者様において実施可能なメニューの□に「✓」してください。

【 Ⅰ・Ⅱの中から1つ以上選択してください。Ⅲは出来る限り、協力をお願いします。】

Ⅰ：社用車を活用した見守り活動

社用車に啓発ステッカーを貼付し、事業活動を通じた「犯罪抑止」や「見守り活動」への協力を行う。

□	ステッカー『**ドライブレコーダー　京の見守り大作戦**』を希望 ① 右のステッカーを社用車に貼付 →
□	ステッカー『**安心安全　京の見守り大作戦**』を希望 ② 右のステッカーを社用車に貼付 →

Ⅱ：その他の見守り活動

□	① 事業所周辺の門掃きや花の水やりを行いながら「見守り活動」を行う。
□	② 子どもの登下校時間帯に合わせて外勤、外回りをしながら「見守り活動」を行う。
□	③ 防犯ボランティアや事業所周辺の住民の方に積極的に声掛けや挨拶を行う。
□	④ 地域団体が行う見守り活動へ参加・協力を行う。
□	⑤ 事業所に防犯ポスターを掲示する、啓発チラシを配架する等の啓発活動を行う。
□	⑥ 防犯カメラを公共の場所が画角に含まれるものに調整して「見守り活動」を行う。

◆ **その他独自の防犯活動　（活動内容を記載してください）**

□

（例）・見守り隊を結成し、ランニングパトロールなどの見守り活動をする。
・社（店）内放送を活用し、従業員の防犯意識を高める。　など

Ⅲ：共通メニュー

□	① 京都府警察が発信する防犯メール・京（みやこ）すぐメールを登録し、情報は社員間で迅速に共有し、見守り活動や防犯活動に活用する。
□	② 本事業に関する連絡担当者を配置し、京都市や京都府警察との情報共有に努める。

参加事業者様には、『京（みやこ）の見守り大作戦　協力事業所』ステッカーをお渡しします。

様式第２号（第４条関係）

第　　号

京（みやこ）の見守り大作戦
協力事業者登録通知書

（事業所名）

（代表者名）　　様

貴事業所は、京都市の京（みやこ）の見守り大作戦実施要綱に定める協力事業者としての基準を満たしていると認め、協力事業所として登録します。

記

１　所在地

２　名　称

３　登録日

令和　　年　　月　　日

京都市長　　門　川　大　作

※ 登録を辞退される場合は、様式第３号に本書を添えて、返却してください。

様式第３号（第４条第３項及び第６条関係）

京（みやこ）の見守り大作戦協力事業者変更・辞退届

年　　月　　日

京都市長　様

事業所（者）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

京（みやこ）の見守り大作戦実施要綱第４条第３項又は第６条の規定に基づき、次のとおり（　変更　・　辞退　）を届け出ます。

１．変更

変更したい項目の□に「✓」し、変更後の内容を記載してください。

□	事業所（者）名	
□	事業所所在地	
□	電話番号	
□	メールアドレス	

２．辞退

辞退する理由を記載してください。

理由	

※　辞退にあたっては、登録通知書（様式第２号）及び京都市から提供を受けたステッカーの返却をお願いします。